

一定の所得以下で保証人がいない方が民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）へ入居することを、居住支援法人を通じて支援します！

大阪府家賃債務保証市場環境整備促進事業補助金 令和4年度 事業開始

大阪府では、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の居住の安定確保のため、「住宅確保要配慮者の賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、居住支援法人（※）の指定やセーフティネット住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）の登録促進を図り、誰もが安心して住み続けることができる住まいの環境整備を進めています。

その取組みの一つとして、住宅確保要配慮者の入居に対する家主の不安解消や入居者への支援を促進するため、家賃債務保証と併せて、集金代行や葬儀の実施等の家主支援及び見守り、生活相談等の入居者支援を行う居住支援法人に対し、その家賃債務保証料の一部に補助を行う「家賃債務保証市場環境整備促進事業」を実施します。

※居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人をいいます。



本事業では、セーフティネット住宅（専用住宅）に入居を希望する住宅確保要配慮者（低所得者）に対して、家賃債務保証と入居後の見守り等をセットで提供する取組みに補助を行います。

事業対象期間

令和4年

令和5年

2月1日（火）～1月31日（火）まで

※予定している予算に達した場合は、その時点で受付を終了します。

《注意点 令和3年度補助事業対象について》

- 令和4年2月1日（火）から令和5年1月31日（火）までに大阪府内の物件に係る賃貸借契約及び家賃債務保証と他の居住支援サービスの契約を行った案件が補助対象となります。
- 交付申請の期限は令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）までとしますが、予算に限りがありますので、申請受付された順で補助します。
- **補助対象となるセーフティネット住宅（専用住宅）の登録を各契約までに完了しておく必要があります。**
- **セーフティネット住宅は、1部屋から登録できます。**
- 本制度を活用されたい方は、賃貸借契約前にお問い合わせをお願いします。

補助金の申請者

家賃債務保証料の低廉化を行う居住支援法人

主な補助対象要件（以下の要件すべてに該当する必要があります。その他の要件や詳細については、要綱、ホームページをご確認ください。）

- ①大阪府が指定する家賃債務保証業者である居住支援法人、又は、家賃債務保証業者と連携する居住支援法人であること。（家賃債務保証業者は国による家賃債務保証業者登録制度による登録を行っている者であること。）
- ②家賃債務保証と併せて、集金代行や葬儀の実施等の家主支援及び見守り、生活相談等の入居者支援を行うこと。（貸與人や入居者が、家主支援、入居者支援を必要としない場合を除く。）
- ③家賃債務保証業者、居住支援法人及び貸與人が、**入居者に保証人を求めないこと。**
- ④大阪府内に存する**セーフティネット住宅（専用住宅）**であること。
- ⑤入居者の所得が15万8千円を超えないもの。
- ⑥入居者が、生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないものであること。

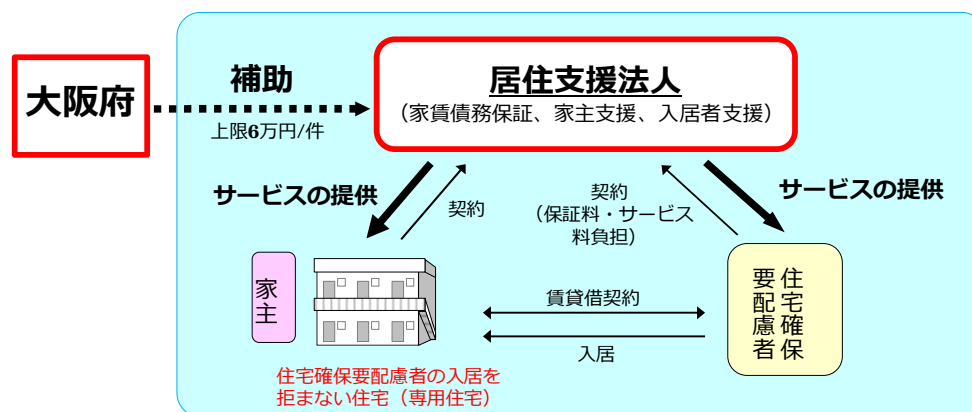
補助金の額

家賃債務保証にかかる費用。ただし、入居時に生じた初回保証料のうち6万円、又は、住宅確保要配慮者に対するリスク対応を想定した費用、家主支援、入居者支援に係る費用の合計に相当する額のうち、いずれか少ない額を上限とする。

申請の流れ

お問い合わせ・事前相談 → 各種契約（賃貸借契約、家賃債務保証契約等） → 交付申請

【家賃債務保証市場環境整備促進事業のイメージ】



詳しくは大阪府居住企画課ホームページ及び補助金事務手続きマニュアルをご覧ください。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/youhairyo_chintai/yatinsaimuhosyo.html

お問い合わせ先、応募書類提出先

大阪府 都市整備部 住宅建築局 居住企画課 施策推進グループ（家賃債務保証支援担当）
TEL：06-6210-9707（平日 9：30～12：00 13：00～17：30）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎27階）